

徳島県告示第四百二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、次のとおり公告する。  
令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 監督処分をした年月日  
令和二年五月二十八日
- 二 監督処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所 在 地	開設者の名称及び 代表者の氏名	建築士事務所 の別	登 録 番 号
株式会社平島弘之 +TEAM28	徳島市川内町平石 夷野七七番地二	株式会社平島弘之 プラスチーム二十 八 平島 弘之	一級建築士事 務所	第九一〇四二号
株式会社平島弘之 +TEAM28阿 波支店	阿波市阿波町岡地 三〇	同	同	第七一一一五号

三 監督処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所の開設者の役員が禁錮以上の刑に処せられたことが、建築士法第二十六条第一項第二号に該当するため